

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月に中学校を卒業後、船員や船体の修理業務等に従事した。

請求人は、最終事業場であるA会社（以下「会社」という。）において、船体の修理等の業務に従事していたが、私病により平成〇年〇月から休職し、同年〇月末に会社を退職した。

その後、同年〇月、ひどい耳鳴の症状が現れたことから、B耳鼻咽喉科に受診し「両感音性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、種々の意見を述べているが、請求人の聴力検査結果から、C医師は、「高音域優位な両側感音性難聴が認められるが、年齢相応と思われる。」と述べており、また、D医師は、「耳鳴りの検査データは、データとして印字されて出てくるものではない。高い音と音の大きさを医師が判断するもので、請求人の検査から判断するに、年齢相応と思われる。聴力についても、C医師と同じ意見で年齢相応である。」と述べており、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(2) なお、平成〇年〇月〇日付けの再審査請求の理由書の聴力検査結果データについても、本件の審理に当たり十分精査した結果であることを、念のため付言しておく。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。